北九州市請負工事 中間技術検査実施要領

制定 平成20年4月1日

改正 平成27年8月1日

改正 平成28年1月4日

改正 平成28年4月1日

(目 的)

- 第1条 この要領は、北九州市請負工事検査要綱(以下「検査要綱」という。)第3条 による中間技術検査(以下「技術検査」という。)について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 技術検査は、完成検査を補完するために工事の実施状況及び完成時点で不可視・ 手直しの困難となる部分等の確認検査を行い、品質の確保・向上及び工事の良好な 完成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 技術検査の対象工事は、別表1に定める工事とする。

(実施工事の決定等)

- 第3条 技術検査の実施については、対象工事の進捗が概ね20%から80%までの 範囲内で、一部完成検査、出来形検査の時期等を考慮し、施工の各段階における重 要な変化点及び受注者からの要求に基づき行うことを原則とし、工事監督課と検査 課が協議のうえ決定するものとする。
- 2 技術検査の実施回数は、工事内容、工種、重要度、必要性等に応じて決定するものとする。

(技術検査の方法)

第4条 技術検査は、対象工事の品質を確保するため、技術検査の申請があった日までの出来形を対象として、原則として別表2に規定する関係書類に基づき、工事の実施状況(施工体制、施工手順、工程管理、出来形管理、品質管理、安全管理等)、出来形及び出来栄え等工事全体について、技術的な検査を行うものとする。

(他の検査との関係)

- 第5条 技術検査で確認した出来形部分については、施工において再度の確認が必要な場合を除き、完成、一部完成、出来形検査時の確認を省略することができる。 (技術検査の実施手続き)
- 第6条 第2条で規定する工事の技術検査の実施については、特記仕様書等により、 あらかじめ受注者へ通知するものとする。
- 2 第3条第1項で決定した技術検査を実施する場合、検査課長は事前に中間技術検査実施通知書(別に定める様式1号)により工事担当課長へ通知するものとする。 (技術検査結果の通知等)
- 第7条 検査課長は、技術検査を終了したときには、直ちに中間技術検査結果通知書

(別に定める様式2号)を作成し、工事担当課長に通知するものとする。ただし、 指摘事項がない場合には、通知を省略することができる。

2 工事担当課長は、前項の指摘事項の対応について、速やかに中間技術検査結果対 応報告書(別に定める様式3号)を検査課長に提出するものとする。

(工事成績評定への反映)

第8条 監督員、工事担当係長及び検査員は、検査結果及び対応状況に応じ、工事成績評定に適切に反映するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、技術監理局長が定める。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成27年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成28年1月4日から実施する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

中間技術検査に該当する工事 (別表1)

1 対象工事

(1) 低入札価格調查実施工事

低入札価格調査制度を適用する工事において、調査基準価格未満の金額(低入札価格)で入札を行った者と契約した工事(平成20年4月1日以降の入札公告案件で契約した工事)

(2) 全工事共通

技術監理局長が必要と認めた工事

中間技術検査に必要な関係書類 (別表2)

受注者は、中間技術検査の実施に当たり、原則として次に示す書類を準備しておくこと

■ 1 契約関係書類

契約書、設計図書、現場代理人・主任技術者等の通知書等、工程表、工事外 注計画書、監督員選定通知書 等

■ 2 施工計画書

施工計画書については、監督課による点検の済んだもので、工事全体に関する施工計画内容を記載したもの

- 3 指示票、施工承認など 検査の対象となる工種(注1)に関するもの
 - 4 安全管理資料 (安全訓練の実施状況や安全点検に関するもの)
 - ・ 施工計画によるもので、受注者による安全訓練等の実施状況の分かるもの
 - ・ 監督課による安全点検チェックリスト
 - 5 品質管理資料

施工計画によるもので、検査の対象となる工種(注1)に関するもの (例えば、土工であれば密度管理及び含水比、コンクリートであれば配合計 算書、強度管理、鉄筋のミルシートなど)

6 出来形管理資料 (土木工事のみ) 施工計画によるもので、検査の対象となる工種 (注1) に代表 1 箇所程度

7 段階確認資料

施工計画によるもので、検査願提出日までに実施したもの全て

8 工事写真

施工計画によるもので、検査の対象となる工種(注1)に関するもの

9 材料使用関係 検査の対象となる工種(注1)に関するもの

■ 10 検査部分(出来形等)を示す図面

検査の対象となる工種(注1)が分かるように契約図面等に着色したもの

11 その他必要と認めるもの

例えば、杭基礎における先端支持等の確認資料、緊張工における数値の根拠等、設計時に定められた数値などが確認できる資料など

- (注1) 完成時に不可視・手直しの困難となる部分の出来形
- (注2) 原則として■の印があるものは、検査願いと併せて提出する書類、その他については、検査時に提示を求めるもの